

熊本市公共交通基本条例

前 文

公共交通は、市民の日常生活における重要な移動手段であり、地域経済を発展させるなど、豊かな地域社会の形成のために不可欠なものである。

近年、個人の生活様式の多様化と集客施設の郊外化が進み、自家用自動車への依存が高まってきたこと、人口減少社会が到来したこと等により、公共交通の利用者は年々減少している。その結果、公共交通事業者の経営悪化を招き、公共交通の路線の廃止や減便といったサービスの縮小が行われ、更に公共交通の利用者が減少するという状況に至っている。

その一方で、少子高齢化の進展、移動手段を持たない高齢者の増加、障害者等の社会参加、環境負荷の低減に向けた意識の高まり等により、公共交通の重要性がますます高まっている。

このような状況において、公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりを推進するとともに、環境にも配慮し自家用自動車から公共交通への転換を進め、公共交通により円滑に移動することが可能な地域社会を実現することが求められており、公共交通を利用する者はもとより、地域社会全体で公共交通を支えていくことが必要となっている。

ここに、市民は日常生活及び社会生活を営むために必要な移動をする権利を有するとの理念を尊重し、市民及び事業者の参画と協働の下、公共交通の維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

責 務（第3条～第6条）：市・公共交通事業者・事業者・市民の責務

【市の責務】

- ・ 市民及び事業者の参画と協働のもと総合的な施策を立案し実施
- ・ 施策を実施する際、当該施策に関する市民・事業者・公共交通事業者等の理解と協力を得る
- ・ 公共交通に関する市民意識の啓発

【公共交通事業者の責務】

- ・ 社会的な役割を自覚し、公共交通の利便性向上に努める
- ・ 公共交通の利便性の向上に関する情報を、市民及び事業者に対して積極的に提供

【事業者の責務】

- ・ 公共交通に対する理解と関心を深め、本市が実施する施策に協力
- ・ 事業活動を行うにあたり、できる限り公共交通を利用

【市民の責務】

- ・ 公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通の担い手のひとりであることを自覚し、本市が実施する施策に協力
- ・ 日常生活において、過度に自家用車に依存せず、公共交通を積極的に利用

熊本市交通政策総室

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話:096-328-2510



みんなで支える公共交通



 熊本市

平成25年9月

本市の公共交通を取り巻く現状と

課題

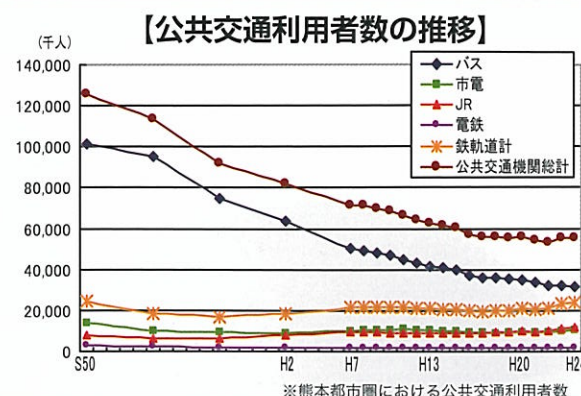


地域の大変な公共交通の維持・確保が厳しい状況に！

公共交通利用者の減少

- 自家用車への過度の依存や本格的な人口減少社会の到来等により、公共交通利用者は長期的に減少傾向

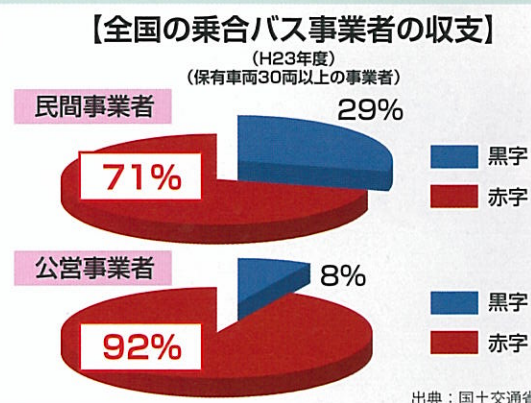
× 熊本市のバス利用者はピーク時の約3割にまで減少



公共交通事業者の経営悪化

- 公共交通利用者の減少により、全国の乗合バス事業者の約7割が赤字

× 熊本都市圏を運行する乗合バス事業（高速バス事業を除く）も赤字経営



公共交通サービス水準の低下

- 公共交通事業者の経営悪化により、バス路線等が廃止・減便され、公共交通を利用しづらい地域が拡大

× 熊本市にも公共交通空白地域が7地域（対象人口は6千人）

	公共交通空白地域	公共交通不便地域
バス停・鉄道駅からの半径距離	1,000m以上離れた地域	500～1,000mに該当する地域
対象人口	6,000人	35,000人
対象面積	44km ²	87km ²
公共交通空白・不便地域の解消	行政主体で地域と協働しながら取り組む	地域主体の取組に行政が支援する

※熊本市における公共交通空白地域・不便地域の状況

公共交通利用者が更に減少（負のスパイラル）



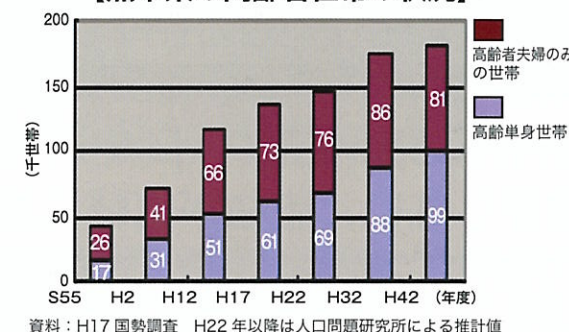
将来的に公共交通が重要な交通手段に！

人口減少・超高齢社会の到来

- 高齢化が進み、自家用車の運転が困難な人が増え、移動手段の確保が困難な状況に！



【熊本市の高齢者世帯の状況】

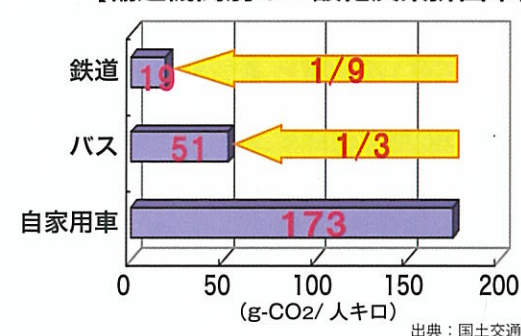


環境問題への対応

- 地球温暖化などの環境問題により低炭素社会への転換を！



【輸送機関別の二酸化炭素排出単位】



持続安定的な公共交通事業の確立

- 負のスパイラルから脱却し、持続可能な公共交通事業へ！



全国の乗合バスの路線廃止状況 (高速バスを除く、代替・変更がない完全廃止のもの)

年度	廃止路線キロ
18年度	2,999
19年度	1,832
20年度	1,911
21年度	1,856
22年度	1,720
23年度	842
計	11,160

(※) 稚内市一鹿兒島市間の距離は約1,810km

出典：国土交通省

利便性の高い公共交通で結ばれたまちづくりへ

利便性の高い公共交通で結ばれた

政令指定都市移行後の新しいまちづくりや社会情勢を踏まえ、本市の公共交通体系のあるべき姿を描いた公共交通ランドデザインを策定しました。

公共交通のランドデザイン H24年3月策定

(おおむね10年後の公共交通ネットワークの将来像)

国内外の交流促進や人口減少、超高齢社会を見据え、過度にマイカーに依存しない、誰もが気軽におでかけできるまちの実現を目指す。

公共交通を基軸とした多核連携のまちづくり

鉄道、市電、幹線バス (基幹公共交通)の強化

中心市街地と15の地域拠点を結ぶ8軸を「基幹公共交通軸」と位置づけ、輸送力、速達性、定時性の強化を目指します。



▲超低床電車 (交通局)

日常生活を支える バス路線網の再編

基幹公共交通を補うバス路線網を再編し、わかりやすく効率的な運行体制の確立を目指します。



▲バス専用レーン (国道3号)

公共交通空白・ 不便地域への対応

公共交通が利用しにくい地域では地域と協働で「コミュニティ交通」の導入を進め、公共交通の空白・不便地域の解消を目指します。

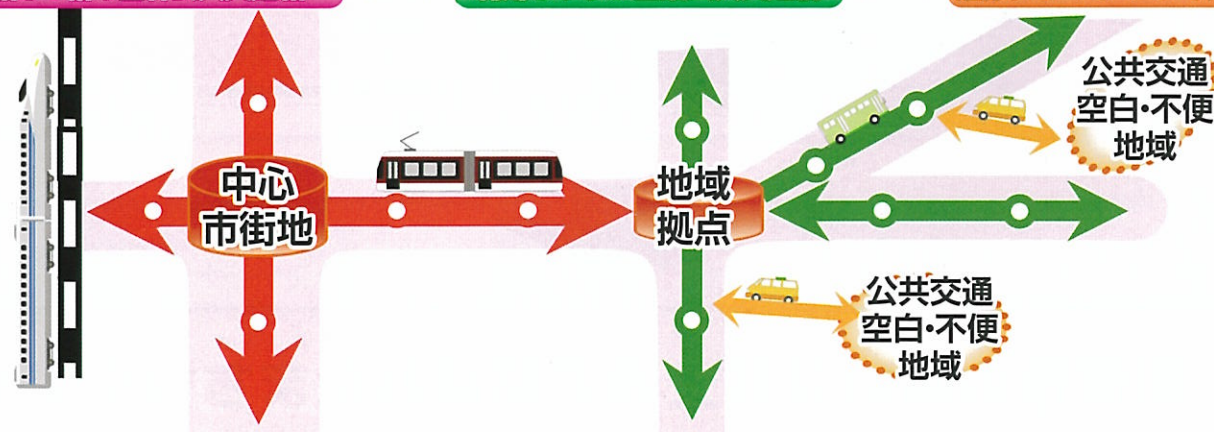


▲デマンドタクシー

中心市街地と15の地域拠点を結ぶ8軸の基幹公共交通軸

路線再編と事業者連携でわかりやすく利用しやすい生活公共交通網

地域とともに公共交通による移動を確保するコミュニティ交通路線



まちづくり

公共交通ランドデザインを具現化するため、市民・事業者・公共交通事業者・行政の役割や責務を明確にし、協働で公共交通の利用促進に取り組むことを明記した熊本市公共交通基本条例を制定しました。

熊本市公共交通基本条例 H25年4月施行

目的

公共交通により円滑に移動可能な地域社会の実現

公共交通の維持及び充実に関する責務を規定

市民・事業者の責務

公共交通を積極的に利用
公共交通の担い手としての自覚

参画
協働

行政の責務

総合的な施策の立案及び実施
公共交通に関する市民意識の啓発

公共交通事業者の責務

公共交通の利便性向上
市が実施する施策に協力

基本理念

- ・市民は日常生活及び社会生活を営むために必要な移動をする権利を有するとの理念を尊重
- ・市民及び事業者の参画と協働のもと、公共交通の維持・充実を図る

方向性

- ・公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりの推進
- ・自家用車から公共交通への転換を推進
- ・公共交通の利用者はもとより、地域社会全体で公共交通を支える
- ・公共交通により円滑に移動可能な地域社会の実現

本市の公共交通に関する施策展開

条例に掲げる市の基本的施策

○ 公共交通ネットワークの強化

- ① 基幹公共交通の機能強化
- ② わかりやすく効率的なバス路線網の構築
- ③ 基幹公共交通を中心とした公共交通機関の相互連携

○ 公共交通の利用促進

- ① 公共交通の走行環境及び利用環境の改善
- ② 自家用車や自転車との乗継利便性の向上
- ③ 公共交通事業者等が行う利用促進策に対する支援

○ 公共交通空白地域及び不便地域等への対応

- ① 公共交通空白地域における移動手段の確保
- ② 公共交通不便地域及び準不便地域において、地域が主体的に行う移動手段確保に向けた取組みに対する支援

具体的施策

● 基幹公共交通の機能強化

- ・ 交通センターバスターミナル整備
- ・ 急行バスの導入検討
- ・ JR新駅の設置(熊本駅ー川尻駅間) など



● わかりやすく効率的なバス路線網の構築

- ・ 熊本都市バスを中心とした運行体制の確立 など



● 基幹公共交通を中心とした公共交通機関の相互連携

- ・ 結節機能強化 など

● 公共交通の走行環境及び利用環境の改善

- ・ 道路及び交差点整備
- ・ 時刻表・路線図の統一
- ・ ICカード及びバスロケーションシステムの導入
- ・ 乗換地点の改善(バス停等の改善) など



● 自動車及び自転車との乗継利便性向上

- ・ パークアンドライド、サイクルアンドライドの整備 など

● 公共交通事業者等による利用促進策への支援

- ・ 公共交通利用の啓発(小学校でのバス体験乗車など)
- ・ 公共交通利用促進キャンペーン等への支援 など



● 公共交通空白・不便地域等への対応

- ・ 公共交通空白地域へのデマンドタクシーの導入
- ・ 公共交通不便地域及び準不便地域へのコミュニティ交通の導入

など



みんなで支える公共交通

皆さんに意識してほしいこと

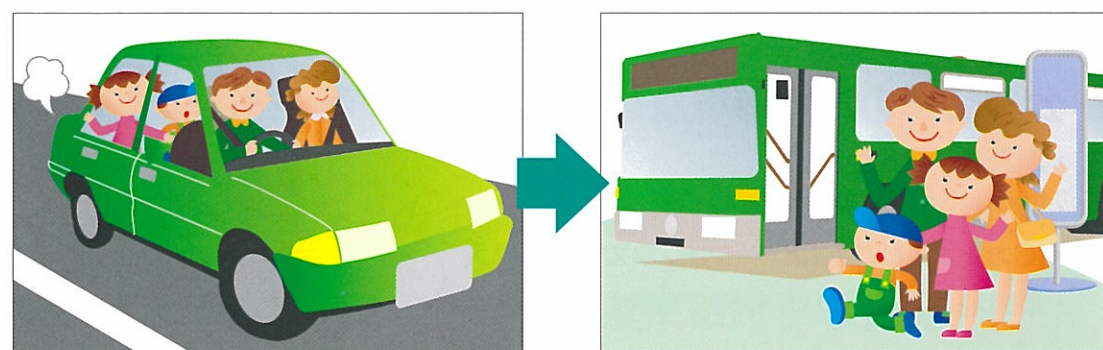
(1) 公共交通に対する理解の深化、市の施策への協力

公共交通の担い手であることを自覚しましょう!

(2) 過度に自家用車に依存せず、公共交通を積極的に利用

公共交通(バス・電車)をどんどん利用しましょう!

皆さんの協力なくして、地域の公共交通の維持・充実は実現できません!



公共交通を将来に残していくためには、

公共交通事業者や行政まかせではなく、市民を含めた地域全体の協働による取り組みが必要です。

地域全体で築く・支える公共交通

公共交通の支え方① 公共交通に乗らなくてもできること



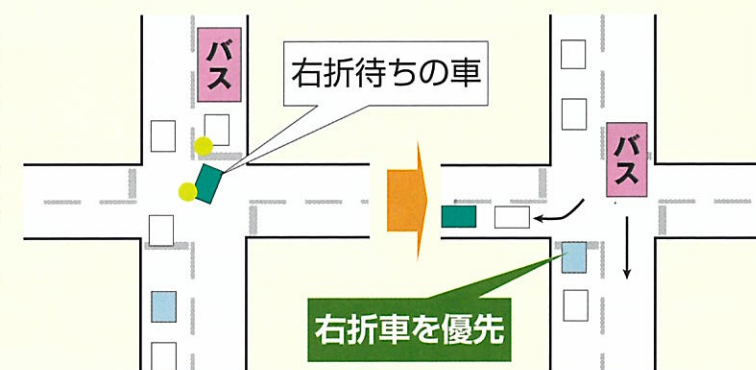
どうしても通勤・通学先への公共交通機関の運行状況等により、公共交通機関を利用したくても出来ない場合はどうしたらいいの?

公共交通機関を直接利用しなくても、公共交通の担い手としてできることがあるんだ!!



例えば…

右折レーンが設置されていない交差点で、対向レーンに右折待ちの車が数台あり、その後ろにバスがいるような場合、適切な安全確認のもと右折待ちの車を優先させることで交通渋滞が緩和し、バスの定時性を向上させることができます。



他にも…

バス優先レーンに指定されている時間帯にバスレーンに進入しないこと、バスレーンに駐停車してバスの通行を妨げないこと等のルールを守ることによってバスの定時性が確保されます。



▲バス専用レーン(国道3号)

このような取り組みを実践していくことで、だれでも公共交通機関の利便性向上に貢献することができ、将来の公共交通を守ることにつながります。

みんなで支える公共交通(つづき)

公共交通の支え方② 公共交通を利用するために



公共交通を利用したいけど、どんな施策や制度があるの?

パークアンドライドといった施策や公共交通を利用する際、お得な制度がたくさんあるよ!



パークアンドライド



パークアンドライドとは、最寄りのバス停や駅へ自家用車でアクセスし、近接した駐車場に車を駐車したあと、公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する方法です。自家用車を使う時間が減り、環境にやさしく、市内中心部の渋滞を緩和する効果が期待できます。



▲西部車庫(西区上代)

公共交通を利用する際のお得情報

①エコ定期券



エコ定期券とは、普段通勤で使っている定期券で休日などに家族も割引を受けられる制度です。
※利用できないバス事業者がありますので、ご注意ください。

②免許返納者割引乗車券



バス降車時、免許返納者割引乗車証をご提示いただくと、運賃が半額になります。

③わくわくパス(1day・2day)



乗車券の種類		大人	小児
区間指定(1)	1日乗車券	500円	250円
	2日乗車券	800円	400円
区間指定(2)	1日乗車券	700円	350円
熊本県内版	1日乗車券	1,500円	750円

熊本県内の路線バスと熊本市電、熊本電鉄電車において、指定区間内で各社のバス・電車に共通して何度も繰り返し使用できるお得な乗車券です。
※使用できない地域やバス事業者(熊本バス)がありますので、ご注意ください。

路線案内・各種サービス等に関するお問い合わせ先

産交バス(サービスセンター)

TEL : 096-325-0100

URL : http://www.kyusanko.co.jp/sankobus_top/

熊本バス(管理課)

TEL : 096-370-8215

URL : <http://www.kuma-bus.co.jp/>

熊本電鉄

TEL : 096-343-3023 (自動車事業部) 096-343-2552 (鉄道事業部)

URL : <http://www.kumamotodentetsu.co.jp/>

熊本都市バス

TEL : 096-312-5077

URL : <http://www.kumamoto-toshibus.co.jp/index.php>

熊本市交通局

TEL : 096-361-5211

URL : <http://www.kotsu-kumamoto.jp/default.asp>

電車やバスの時刻表、乗換案内については、各交通事業者のホームページ、「交通ナビくまもと」にて調べることが出来ます。

交通ナビくまもと

※「交通ナビくまもと」とは、バス停・駅・港・公共施設・観光地から出発地と目的地を選択して、経路や時刻表、運賃等の検索ができるシステムです。

URL : <http://www.kotsu-navi-kumamoto.org/web/index.asp>

